

しまなみ苑短期入所生活介護事業所 運営規程

(短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 特別養護老人ホームしまなみ苑（以下「事業所」という。）において行う指定短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護（以下短期入所生活介護）は、居宅において要介護および要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し適切な短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護サービス（以下短期入所生活介護サービス）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 しまなみ苑短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 尾道市因島三庄町 3404 番地 21（介護老人福祉施設しまなみ苑に併設）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、施設従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名

(3) 生活相談員 1名以上

(4) 看護職員 5名以上

(5) 介護職員 25名以上

(6) 管理栄養士 1名以上

(7) 機能訓練指導員 1名以上

(8) 介護支援専門員 1名以上

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護サービスの利用定員は、16名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事(栄養管理)、排泄、入浴、着替等の介助、その他日常生活上の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 健康管理
- (4) 相談及び援助
- (5) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料は厚生労働省の定める額とする。また滞在費・食費の額については負担限度額認定を受けている者はその認定証に記載されている金額としそれ以外の者については以下のとおりとする。

| | | | |
|-----|----------|-----------|---------|
| 食事代 | 朝食 320円 | 昼食 730円 | 夕食 550円 |
| 滞在費 | 個室 1431円 | 多床室 1045円 | |

2 前項以外の利用者の選定による特別な食事の費用、理美容代、医師受診料、薬処方料等の利用者負担が適当とされる費用を利用者は負担する。

3 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、実施地域から外れた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 事業所の送迎の事業の実施地域は、尾道市因島島内とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 宗教、思想、慣習の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔すること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全及び衛生を害すること。
- (5) 機能訓練等のため機械・器具等を使用する場合は、必ず担当職

員の指示に従うこと。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 短期入所生活介護サービスを提供した際は、その提供期間及び内容その他必要な記録を記載する。

(苦情処理)

第11条 提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第13条 短期入所サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(身体拘束等の行動制限)

第14条 利用者に対する身体拘束は原則として禁止する。但し、緊急やむを得ない場合には以下の手続きにより行う。

(1) 事前もしくは事後の場合は可及的速やかに、介護主任・看護主任（又はその代わりとなる者）の判断を仰ぐ。

(2) 事前もしくは事後の場合は可及的速やかに、家族等に連絡・説明し、同意を得る。

(3) 事前もしくは事後の場合は可及的速やかに、以下の点を検討する。

- ① 他の介護方法
- ② 必要最小限の方法
- ③ 時間・期間
- ④ 実施方法の適正・安全性
- ⑤ 確認の頻度・方法

更に、管理者、生活相談員、介護職員、看護職員の参加する身体拘束廃止委員会において同様の事項の検討を行う。

(4) 次の項目を記録し、必要な場合は開示できるように保存する。

- ① 拘束等の必要な理由
- ② 拘束等の行動制限の方法・時間・特記すべき心身の状況等
- ③ 身体拘束廃止委員会の議事内容・改善計画

(5) 拘束等の行動制限を行っている期間は頻回に見回り、観察を行う。

(6)拘束等の行動制限が必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。

(緊急時における対応方法)

第15条 短期入所生活介護従業者は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は嘱託医・協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- (2)虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、短期入所生活介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後3カ月以内
- (2)継続研修 年4回
- (3)その他の研修

- 2 従業者は、個人情報保護法の遵守に努め、職務上知り得た利用者等の秘密を保持し、退職後も同様に保持する。
- 3 短期入所生活介護サービスに関連する法律、政省令及び通知の改定により本運営規程を変更する場合、または、本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人あおかげの理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

| | | | |
|-------|-----|----|----|
| 平成14年 | 1月 | 1日 | 改正 |
| 平成14年 | 8月 | 1日 | 改正 |
| 平成17年 | 4月 | 1日 | 改正 |
| 平成17年 | 10月 | 1日 | 改正 |

| | | |
|-----------|----------|----|
| 平成 18 年 | 1 月 10 日 | 改正 |
| 平成 18 年 | 4 月 1 日 | 改正 |
| 平成 20 年 | 8 月 1 日 | 改正 |
| 平成 21 年 | 4 月 1 名 | 改正 |
| 平成 22 年 | 8 月 1 日 | 改正 |
| 平成 23 年 | 5 月 1 日 | 改正 |
| 平成 23 年 | 9 月 1 日 | 改正 |
| 平成 25 年 | 4 月 1 日 | 改正 |
| 平成 26 年 | 4 月 1 日 | 改正 |
| 平成 26 年 | 9 月 1 日 | 改正 |
| 平成 27 年 | 4 月 1 日 | 改正 |
| 平成 28 年 | 4 月 1 日 | 改正 |
| 平成 29 年 | 9 月 1 日 | 改正 |
| 平成 29 年 1 | 2 月 1 日 | 改正 |
| 平成 31 年 | 4 月 1 日 | 改正 |
| 令和 元年 1 | 0 月 1 日 | 改正 |
| 令和 2 年 | 9 月 1 日 | 改正 |
| 令和 3 年 | 4 月 1 日 | 改正 |
| 令和 3 年 | 8 月 1 日 | 改正 |
| 令和 6 年 | 8 月 1 日 | 改正 |